

## 2017年2月通常会議 意見書案に対する討論

2017年3月21日

立道 秀彦

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案 1 号](#) 地域の実情に応じて運用できる民泊制度の確立を求める意見書

[意見書案 5 号](#) 人権を侵害する共謀罪創設の中止を求める意見書

に賛成討論を行います。

意見書案 1 号の地域の実情に応じて運用できる民泊制度の確立を求める意見書についてですが、外国人旅行者等が急増している中、宿泊施設の不足を解消する点でも、空き家などの地域の遊休資産を活用することによって地域経済の活性化を図る点でも民泊を推進することは有効であると考えます。

反面、多くの民泊が無許可営業であり所有者や管理責任者の所在が不明であったり、管理者が常駐しないという状況のもと、誰が宿泊していたか把握できないことにより、感染症が発生した場合など発生源を追及することができない問題や、火災発生時に管理者に連絡がとれないことなど深刻な状況があり、深夜にキャリーバッグを引く音や大声で話すなど迷惑行為も多発し、地域住民と外国人観光客との間でトラブルが発生しております。

京都市では市民からの「民泊」に対する苦情が急増する中で、「民泊紹介サイト」に掲載されている施設を対象に、2015年12月から2016年3月にかけて「民泊施設実態調査」を実施しました。結果は調査施設2,702件のうち、所在が特定されたのは1,260件と46.6%でしかなく、旅館業法上の許可施設はわずか189件の7.0%で、大半が違法営業と見られるという状況が明らかになりました。

大津市の状況を保健所に伺ったところ、この間5件の苦情が寄せられたが解決したとのことでした。しかし仲介サイトには、場所が特定できない民泊が大津にも多く存在し、違法営業が予想されるとのことでした。今後、市内でも住民からの苦情や違法営業が増加することが懸念されます。

政府は3月10日に、住宅宿泊事業法案を閣議決定しました。続いて国会に提出しようとしています。規正緩和の動きがある中、自治体任せにするのではなく、地域住民と旅行者が安全で安心できる民泊制度の実現に、国が旅館業法などの諸法規に適合した許可制を堅持し、必要な基準を定めることを申し添えて賛成討論といたします。

次に意見書案 5 号 人権を侵害する共謀罪創設の中止を求める意見書についてです。

安倍政権は「テロ等準備罪」を閣議決定しました。2020年の東京五輪・パラリンピック開催に向けテロ対策として国際組織犯罪防止条約の締結が不可欠であり、条約締結のために必要だとして「テロ等準備罪」という名に装いを変えて、共謀罪を今国会に提出しようとしています。今は「森友学園」関連の報道が連日行われる中、注目度が下がっていますが、憲法が保障する国民の「表現の自由」・「内心の自由」を守るのか、それとも崩す方向に進むのかが問われる非常に重大な問題であります。

いかなる理由があろうともテロ行為は許されるものではないし、国民をテロの危険から守ることは何をおいても必要であります。しかし問題は、国内のテロ対策に本当に「テロ等準備罪」が必要かという点です。すでに日本はテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について未遂

以前の段階で処罰できる国内法があります。国連の「立法ガイド」でも、共謀罪を持たない国は共謀罪を作らなくても組織犯罪集団に有効な措置をとればよいとしており、新たに共謀罪を作る必要がありません。しかも国際組織犯罪防止条約は、もともとマフィアや暴力団などによる経済的な利益を得るための国際犯罪を取り締まるためのもので、共謀罪を創設しなくても締結することができます。テロ対策に共謀罪がどうしても必要という根拠が崩れています。

今回提出しようとしている「テロ等準備罪」は、これまで3度国会に提出され多くの国民の批判を浴びて、3度とも廃案になった共謀罪の名前を変えただけで、内容はまったく同じものです。実際に起きてもない犯罪について2人以上で話し合い、合意して計画すれば犯罪に問えるというもので、実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を処罰しないという刑法の大原則を根本からひっくり返し、憲法19条が「侵してはならない」とする国民の思想・内心を処罰の対象とする人権侵害の法案であることが明らかになっています。

安倍首相などは今回の法案について、取り締まりの条件を厳しくしているので「共謀罪とは全くの別物」「一般の方々が処罰の対象となることはありえない」と言っています。政府がつけた条件とは、犯罪の主体を、一定の重要な犯罪を犯すことを目的とする集団に限定し、合意に加え「準備行為」を条件にあげて処罰の対象を限定するというものです。

「組織的犯罪集団」の定義について政府は、テロ組織、暴力団、麻薬密売組織などを例にあげていますが、それ以外のものも含まれると答えており「組織的犯罪集団」の認定は捜査機関が行うので、捜査当局の都合のいいように範囲を拡大することが可能となっています。

市民運動団体や政党が行う集会・デモ行進が騒乱罪や組織的威力業務妨害罪と見なされたら「組織的犯罪集団」とされ、「一般市民」が犯罪主体にされてしまいます。犯罪の計画・合意に加えた「準備行為」についても何らかの準備行為であれば足りるとし、例えばロープを買うという行為は、それ自体で準備行為となり得ますが、誰かを監禁するためなのか、荷物を縛るためなのかは分かりません。結局、目的に基づいてでしか準備行為を判断できませんから、準備行為のあるなしは限定にならず、共謀自体を処罰対象としていることになります。この点でも言い分は崩れています。

共謀罪は人と人との合意を処罰対象にします。合意はコミュニケーションであり表現行為です。表現の自由は言いたいことを言い、自分の考えを發表することにより、自己を確立し人間としての尊厳を維持するために欠かせません。民主主義を成り立たせるためにも必要不可欠です。また「内心の自由」の内心における思考は、言論や表現などあらゆる精神活動の源泉であり、絶対的に保障されるべきものです。憲法に保障されている権利や活動に介入し処罰する共謀罪は、国民の表現の自由、内心の自由を侵し、民主主義を壊し、電話・電子メールなどの「通信」の傍受や隠し撮りなど違法な捜査が行われる監視社会になる危険があります。共謀罪の成立に向けた国会提出を許さない声をあげることが、今求められています。意見書への賛同を求めて賛成討論を終わります。